

山口県鳥獣捕獲等事業者認定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第18条の2及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第19条の2の規定に基づいて行う鳥獣捕獲等事業の認定等に係るものについて、必要な事項を定めるものとする。

(認定の基準)

第2条 知事は、鳥獣捕獲等事業を認定するに当たり、法、施行規則、自然環境局長通知（各都道府県知事あて通知（平成27年5月20日付け環自野発第1505201号））、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則及びこの要領を基準とする。

(認定の申請)

第3条 申請者は、県内に主たる事業所又は鳥獣捕獲等事業を実施する主たる地域が所在する法人であること。

- 2 認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業について、法第18条の3に規定する申請書（第1号様式）に、施行規則第19条の2第2項に規定する添付書類（第2号～9号様式等）を添えて、知事に提出すること。
- 3 認定の申請は、一の法人につき一の申請とし、一の法人が複数の認定を受けることはできないものとする。一の法人が、鳥獣捕獲等事業において複数の方法により捕獲等をする又は複数の鳥獣の種類を対象にする場合においては、捕獲等をする方法ごとに対象とする鳥獣の種類を定めて申請をさせ、認定するものとする。捕獲等をする方法については法定猟法のみを認定の対象とし、申請に当たっては、法定猟法の区分に従って、「装薬銃」「空気銃」「わな」「網」から選択すること。

(組織体制)

第4条 認定を受けることができる者については、法第18条の5第1項に規定する基準を満たし、組織として契約に基づき、十分な安全管理体制を確保しつつ、一定の技能及び知識をもって効率的かつ確実に責任をもって鳥獣の捕獲等を遂行することができる法人に限定し、法人格を持たない団体等や法人の支社、支部等の組織は、認定できない。

- 2 事業管理責任者は、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業が適切に実施されるよう、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理体制を確保する責任を有し、かつ、事業従事者に対して研修を実施する責任を有することから、認定を受けた鳥獣捕獲等事業全体を統括し、監督する権限を有する者とする。事業管理責任者は、常勤・非常勤を問わず申請者が自己の役員（代表者を含む。）又は雇用している者（認定を受けようとする者が地方公共団体の場合にあつては、その職員）から選任するものとする。

事業管理責任者は、申請する鳥獣捕獲等事業において用いる全ての猟法の種類の狩猟免

許を有するとともに、安全管理講習、技能知識講習及び（夜間銃猟をする場合は）夜間銃猟安全管理講習を修了し、救急救命に関する知識を有していなければならない、捕獲従事者の各要件を満たす場合は、捕獲従事者に含めることができる。

- 3 捕獲従事者とは、鳥獣捕獲等事業において鳥獣の捕獲等に従事する者であり、法定猟法により鳥獣の捕獲等を行う者とする。

捕獲従事者は、鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等のうち自らが従事しようとする猟法に係る全ての狩猟免許を有し、安全管理講習及び技能知識講習を修了していること。

夜間銃猟を含む事業の認定を受ける場合にあっては、夜間銃猟において鳥獣の捕獲等をする者（射手）として、夜間銃猟安全管理講習を修了し、夜間銃猟をする捕獲従事者の技能の要件を満たす捕獲従事者を含めること。

施行規則第 19 条の 2 第 2 項第 7 号に定める許可証の写しについては、現に銃を所持していることを確認するものであることから、写真、本人に関する情報、許可証番号及び交付年月日等が記載されたページ及び少なくとも鳥獣捕獲等事業で使用する 1 種類以上の現に所持する銃の種類等が記載されたページの写しを提出すること。

救急救命講習については、捕獲従事者のうち、半数以上の者が修了していることとし、全ての捕獲従事者が損害賠償保険等（保険金額が銃猟にあっては 1 億円以上、わな・網猟にあっては 3,000 万円以上のものに限る。）の被保険者等であること。

認定の有効期間の途中で保険の適用期間が終了した場合、当該捕獲従事者については、認定基準を満たさないものとなるため、保険の適用期間の末日までに保険の延長をすること、又は延長しない場合にあっては、当該捕獲従事者の除外に係る法第 18 条の 7 第 3 項に基づく変更の届出をすること。また、わな猟の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者であって、保険が適用されるわなの設置数を超えるわなを設置する場合、当該わなについては損害賠償能力が適用されず、規則第 19 条の 8 第 4 号に定める損害賠償能力の要件を具備していない者となるため、認定を受けた鳥獣捕獲等事業者は必要な数のわなに適用される保険に加入すること。

施行規則第 19 条の 2 第 2 項第 14 号に規定する損害保険契約書の写しについては、契約の契約者、被保険者、契約期間及び契約内容（保険金額を含む）が分かるページの写しを提出すること。

- 4 事業従事者とは、「鳥獣捕獲等事業に従事する者」全体を指し、2 の事業管理責任者や 3 の捕獲従事者を含む。これら以外の者としては、鳥獣捕獲等事業において、運転、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の搬出等、鳥獣の捕獲等に付随する作業を実施する者のほか、データ入力や契約等の事務を行う者等を含むものであり、捕獲従事者名簿に記載する必要はないが、各講習を修了するよう努める必要がある。

事業管理責任者は、安全管理規程を事業従事者へ周知徹底し、遵守させる責務を有し、事業従事者に対する研修を実施するよう努める責務を有する。

（安全管理規程）

第 5 条 施行規則第 19 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管

理規程については、ア～カに掲げる事項を記載することとし、環境省が作成した講習テキストに掲載した作成例を参考とすること。また、夜間銃猟を含む認定の申請をする場合は、この安全管理規程に夜間銃猟の実施に関する内容を含めることができる。

ア 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制図

申請者が行う鳥獣捕獲等事業における基本的な連絡体制図を記載するとともに、指揮命令系統を明確にすること。

連絡体制図には、発注者、法人の代表者、事業管理責任者、現場における監督者、捕獲従事者、その他の事業従事者について、個々の役割と指揮命令系統及び連絡体制を模式的に示すこと。加えて緊急時の連絡方法として、警察署、消防署、病院等との連絡方法を記載すること。

対象とする鳥獣の種類や捕獲方法ごとに連絡体制図が異なる場合は、必要に応じてそれぞれの連絡体制図を作成すること。

イ 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項

鳥獣捕獲等事業の安全確保のための配慮事項として、作業手順や人員配置等に関する考え方及び鳥獣捕獲等事業を実施する際、現場に救急救命に関する知識を有する事業従事者を配置する方針を記載すること。また、救急救命に関する知識を有する事業従事者を、原則として現場に複数配置することが望ましく、少なくとも1名は配置し、傷病者に対応できる体制を有すること。

ウ 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

(a) 銃

安全管理の観点から、銃の定期的な点検に関する計画（点検方法及び頻度を含む）、銃の取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（脱包の確認、矢先の確認、安土の確保等）について記載すること。

(b) 網・わな

安全管理の観点から、網・わなの定期的な点検に関する計画（点検の方法及び頻度を含む。）、網・わなの取り扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（設置時の標識の設置方法、錯誤捕獲防止の方法等）について記載すること。

エ 銃器を使用する場合にあっては、次の(a)及び(b)に掲げる事項

(a) 捕獲従事者に射撃場における射撃を実施させることに関する事項

安全管理の観点から、射撃場における射撃練習の頻度及び内容を記載すること。

記載にあたっては、全ての捕獲従事者が1年間に少なくとも2回以上実施するよう規定する必要があること及び捕獲従事者や業務内容ごとに適切な回数異なること等留意し、適切な頻度及び内容を定めること。ただし、麻醉銃は、射撃場での練習ができない一方、一般の装薬銃に比べて、有効射程距離が短く、きめ細かな対策を講じることで安全生を高めることが可能であることから、麻醉銃のみを使用して捕獲等事業を実施する捕獲従事者については、射撃場における射撃練習を必要としない。

(b) 銃器の保管及び使用に関する事項

安全管理の観点から、銃器の保管及び使用について、必要な事項を記載すること。

捕獲従事者が、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に定める事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持しようとする場合にあっては、「平成27年3月24日警察庁丁保発第70号認定鳥獣捕獲等事業者の従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請の対応について（通達）」によって示された当該ライフル銃の保管及び使用に関する取り決めを遵守することについて記載すること。

また、麻酔銃のみを使用して捕獲等事業を実施する場合は、射撃場での射撃練習を不要としているが、安全性を確保する観点から、射手の撃つ方向に人がいないことの確認や周囲の安全確認を行うこと、使う薬品の種類や量を状況に応じて安全に配慮して調節すること等きめ細かな安全対策を講じることが重要であるため、そのことについて記載すること。

オ 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

事業従事者の心身の健康状態について、健康診断等により定期的に把握することとし、その頻度及び方法について記載すること。

法第51条第2項ただし書に規定する「必要な適性を有することが確認された者」であることを証する書面（第10号様式）を提出し、審査の結果適当と認められれば狩猟免許更新時の適性（視力、聴力、運動能力）試験を免除するものとする。

カ その他必要な事項

安全管理のために必要な基本的な装備や、無線や衛星電話の使用に関する取り決め等の必要な事項を記載すること。

（安全管理講習及び技能知識講習）

第6条 安全管理講習及び技能知識講習においては、環境省が作成した講習テキスト又は相当の教材を使用し、環境省が作成した講習実施要領に従って、適切な講師を選定して実施するものとする。環境省以外の者が実施する場合においては、環境省が作成した講習テキストの内容に準じ、以下のア（技能知識講習）の科目及びイ（安全管理講習）の科目について各々合計5時間以上実施すること。

ア 技能知識講習

- (a) 科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理（鳥獣の生態を含む。）
- (b) 鳥獣の保護又は管理に関連する法令（鳥獣保護管理法及び関係法令）
- (c) 認定鳥獣捕獲等事業者制度
- (d) 鳥獣捕獲等事業における捕獲手法

イ 安全管理講習

- (a) 鳥獣捕獲等事業の工程管理
- (b) 鳥獣捕獲等事業における安全確保（猟具の安全な保管及び使用を含む。）

講習の実施者は、講習実施後に環境省が作成した習熟度確認テスト等を活用して習熟度の確認テストを実施し、修了証を発行する。修了証については環境省が作成した

講習実施要領に掲載した様式例を参考とすること。一定の習熟度に達しない者については、講習の実施者又は申請者が習熟度確認テストの結果の解説等により補習し習熟度の向上を図るよう努めることとする。

講習については申請前3年以内に修了したものであること。

(救急救命に関する知識)

第7条 救急救命に関する知識については、心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法等を含む救命講習を受講し、その修了証等を有している必要がある。この「講習の受講」には、例えば、消防機関が主催する上級救命講習、日本赤十字社の救急員養成講習の受講、普通救命講習に心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法を含む場合は普通救命講習（3項目を含む講習であることを示す必要がある）の受講が該当する。

また、普通救命講習（搬送法を含まない）を受講した上で、申請者が自ら搬送法の手法に詳しい者を講師として実施する搬送法の講習を受講することもこれに該当する。

さらに、申請者が自ら実施する以下のような救命講習の受講も該当する。

- ・申請者の内の救急救命士や応急手当指導員、医師等の資格を有する者を講師として適切に開催する救命講習
- ・消防本部や日本赤十字社に依頼して外部から救急救命の指導者を派遣してもらう等適切な講師を招聘して開催する救命講習

申請者が自ら救命講習を実施する場合は、実施報告書等により適切な内容を実施したことを確認するものとする。

施行規則第19条の2第2項第8号に規定する救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類については、有効期限が定められている資格等の場合においては、原則として有効期限内のものであることとし、再受講の時期に係る目安が示されている講習等の場合においては、その時期を過ぎた場合は原則として再受講していることを要することとする。

(夜間銃猟をする際の安全管理体制)

第8条 夜間銃猟を含む鳥獣捕獲等事業の認定の申請をする場合においては、次の1～3についても審査を行うものとする。

1 夜間銃猟をする際の安全管理規程

施行規則第19条の2第2項第4号に規定する鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程に夜間銃猟をする際の安全管理について追記するか、又は夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を別途作成すること。

夜間銃猟をする際の安全管理規程については、以下の点に留意して、施行規則第19条の5第1項ロ～ホに掲げる事項を記載すること。

ア 夜間銃猟をする際の連絡体制図（緊急時の連絡方法を含む。）

第5条アにおいて安全管理規程に記載することとした各事項について、夜間銃猟をする際に対応した事項を記載すること。

イ 夜間銃猟をする際の安全の確保のための配慮事項

第5条アにおいて安全管理規程に記載することとした各事項について、夜間銃猟をする際に対応する事項を記載すること。夜間銃猟をする際の銃器の使用に関する事項として、昼間の下見と安全確認等の実施、脱包の確認、矢先の確認、獲物の確認、バックストップ（安土）の確認の方法（作業手順）や体制等、夜間銃猟における安全を確保するための具体的な取決めを記載すること。なお、ライフル銃に比べてライフル銃以外の銃種は有効射程距離が短く、近距離での射撃に有効であること等、使用する銃種の適性や有効射程距離等を踏まえ、安全を確保するための具体的な取決めを記載すること。

ウ 夜間銃猟をする際の住民への事前の周知方法、実施区域周辺における案内、誘導等の方法

夜間銃猟をする際の住民への事前の周知や実施区域周辺における立入制限等に関する案内、誘導等については、業務ごとに業務発注者である県又は国の機関と調整の上決定することとなるが、基本的な考え方や手法を記載すること。

エ 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項（特に視力）

視力は、一般に暗い場所では低下することから、夜間銃猟をする者が適当な水準の視力を有し、かつ、暗所において視力が低下し、夜間銃猟に著しい支障をきたすような病気等を持たないことについて、健康診断等により定期的に把握して、夜間銃猟をするに当たって適当ではない視力と判断された者には夜間銃猟をさせないことを記載すること。

オ その他必要な事項

夜間銃猟は、昼間における鳥獣捕獲等事業とは異なり夜間の特性があることから、より組織的な鳥獣捕獲等事業を行う必要があるため、これを踏まえた基本的な人員配置や道具の準備に関する申請者内の取決め等の必要な事項を記載すること。

なお、ライフル銃以外の銃種で射撃技能の確認をした者を捕獲従事者とする場合、ライフル銃以外の銃種での捕獲は近距離射撃を想定したものであることから、その点を踏まえた人員配置等を記載すること。

また、夜間銃猟では、確実な射撃技能が求められていることから、夜間銃猟に従事する者は、射撃場における射撃練習を適切に実施する旨、記載すること。

2 捕獲従事者の夜間銃猟をする際の安全の確保に関する技能

夜間銃猟に係る捕獲従事者については、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する技能が以下の要件を満たす必要があり、認定申請時に審査を行うものとする。

ア 射撃技能

射撃についての必要な技能は、射撃場において、射撃線から 50m の位置に設置した標的に対して、適切な制限時間内に 5 回以上の射撃を行い、①使用する銃種は問わず標的の中心から 2.5 cm の範囲に全て命中させる技能、②ライフル銃以外の銃種で標的の中心から 5.0 cm の範囲に命中させる技能、③①及び②と同等の技能を有することのいずれかを満たしていることとする。

以上の要件については、射撃の技能を証明するに当たって適切な者による証明書（第

9-①号様式)により確認をするものとする。

なお、ライフル銃以外の銃種で技能の確認を行った者を認定申請書の捕獲従事者名簿に載せる場合、ライフル銃以外の銃種での技能証明であることを明確にするため、夜間銃猟をする者の欄に「(ライフル銃を除く。)」と記載すること。

イ 捕獲等の実績

夜間銃猟は、鳥獣を対象とするものであることから、対象鳥獣の捕獲等に係る経験及び実績を有するものとする。相当の実績とは、申請前3年間において第一種銃猟免許を受け、かつ、装薬銃を所持しており、申請前3年以内に銃猟により指定管理鳥獣の捕獲等をした十分な実績を有することとし、書面(第9-②号様式)により確認をするものとする。

ウ 人格識見

夜間銃猟をする者として、危険な状況では発射しない判断力や自制心があるなど相当な人格識見を有する必要がある。所属する鳥獣捕獲等事業者の代表者が、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有する者である旨を推薦することとし、推薦書(第9-③号様式)を提出すること。

3 夜間銃猟安全管理講習

夜間銃猟安全管理講習については、環境省が作成した講習テキスト又はこれに相当する教材を使用し、環境省が作成した講習実施要領に従って、適切な講師を選定して、以下のアについて2時間以上実施するとともに、イとして3時間以上の実習を実施した後、習熟度確認テストを行い、修了証を発行することとする。また、捕獲従事者に含まれない事業管理責任者については、アのみの受講で差し支えないが、その事業管理責任者が捕獲従事者となる場合は、イについても受講しなければならない。

ア 夜間銃猟における安全確保(法制度等、銃器の安全な取り扱い、視力の特性等)

イ 夜間銃猟安全管理実習(銃器の安全な取り扱い、模擬的な夜間銃猟の実施等)

なお、求められる知識が専門的かつ重要であることにかんがみ、当面は環境省又は都道府県が実施する講習会を修了することとする。

夜間銃猟安全管理講習の修了については、講習の修了証の写し又はこれに類する書類並びに講習の内容及び時間を記した書類によって確認するが、各捕獲従事者について、申請前3年以内に受講したものであることとする。

(研修)

第9条 知事は、認定の際、研修の内容が法第18条の5第1項第4号に規定する基準に適合するものであるかどうかについて、研修に関する計画書の内容を確認し、その研修が全ての捕獲従事者に対して毎年5時間以上実施されること、研修計画に定める研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであるかどうかを審査し、必要に応じて研修計画を改善するよう指導するものとする。

なお、捕獲従事者が研修の講師を務める場合、講師を務めた研修部分については、当該

研修を修了したものとみなす。

認定の有効期間の更新の申請をする場合においては、前回認定を受けた後3年間の研修の実施状況に関する報告書（第11号様式）を提出させ、その内容を確認するものとする。

（その他の基準）

第10条 施行規則第19条の8各号に規定するその他の認定基準等に関しては、以下のとおり取り扱うものとする。

1 申請者の捕獲等の実績

契約に基づき鳥獣の捕獲等に関する業務を実施できることを審査するため、認定を受けようとする法人が、申請前3年以内に、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる猟法により、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする鳥獣種の捕獲等を適切に実施した実績を記載した書面（第5号様式）を提出すること。

認定の更新も初回の認定と同様に実績を提出すること。なお、初回に提出した実績（更新の申請前3年以内のものに限る。）を更新時の実績とすることは可能とする。

実績は、認定を受けようとする法人の実績であり、当該法人が組織的に実施したと認められるものであること。組織的な実施とは、原則として発注者からの依頼を受けて捕獲等を実施することを指し、捕獲従事者が個人として行った趣味としての狩猟や自らの農作物を守るための自衛のための捕獲等の実績は当該法人の実績として認められない。

ただし、他の団体が実施する鳥獣捕獲等事業において、当該法人が相当数の人数を派遣し、それらの者の中の指揮命令のもとで共同で捕獲等の実績を有する等、実質的に当該法人が組織的に実施したと認められる場合はこの限りでない。この他、既存の法人が捕獲実績を有していなかったとしても、捕獲実績を有している他の団体や組織を吸収・合併するなどして取り込み、既存の法人の事業内容に鳥獣捕獲等事業を位置付ける場合も実績として認められる。

実績については、法第9条に基づく捕獲許可や指定管理鳥獣捕獲等事業など捕獲許可が不要な事業及び登録狩猟での業務として実施した捕獲等において、事故・違反がなく、計画どおり事業を適切に遂行した事例が、3年以内に少なくとも1件必要であるが、同期間に当該法人の実施した捕獲等において発生した全ての事故について報告することとし、改善措置が十分確認できない場合は、全ての実績について認めないものとする。

2 役員等が施行規則第19条の8第3号イからホに該当しない者であること

申請者の役員及び事業管理責任者（以下「役員等」という。）が施行規則第19条の8第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることについては、誓約書（第6号様式）によって確認するものとする。疑義が生じた場合や個別に疑わしい情報がある場合等においては、必要に応じて犯歴については市町に、施行規則第19条の8第3号イ及びロの暴力団排除に関する条項への該当性については県警察に照会するものとする。役員等が施行規則第19条の8第3号イからホまでのいずれかに該当する場合においては、認定基準を満たさないものとする。

3 役員等が法18条の4各号に該当しない者であること

役員等が法 18 条の 4 各号のいずれにも該当しない者であることについては、誓約書(第 8 号様式) によって確認するものとする。役員等が法 18 条の 4 各号のいずれかに該当する場合においては、認定基準を満たさないものとする。

4 捕獲従事者の人数の要件

認定鳥獣捕獲等事業者は、契約に基づいて、一定の期間、一定の地域で円滑かつ組織的に業務を行うため、安全かつ効率的に捕獲等を遂行するには、1つの捕獲現場に捕獲従事者を 2人以上配置できる体制をとり、かつ、複数の捕獲現場や一定の期間で継続して実施できる体制として、2人以上のグループを複数有することが必要であり、原則として 4人以上の捕獲従事者が従事できる体制とすること。

ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルを対象とする装薬銃を用いた業務を安全かつ効率的に遂行するためには、より多くの事業従事者が必要であると想定され、かつ、複数の捕獲現場や一定の期間で継続して実施できる体制を有することが望ましいことから、原則として 10人以上の事業従事者が従事できる体制とすること。

この認定における事業従事者の確認については、捕獲従事者も事業従事者であることから、捕獲従事者名簿の確認をもってこれを行っても差し支えないこととする。また、捕獲従事者名簿で事業従事者が 10名以上であることが確認できない場合は、事業従事者名簿(別紙第 3-②号様式)を提出すること。

なお、わな猟に加えて銃による止めさしを行う事業について認定を受ける場合は、わな猟及び銃猟に係る認定を受ける必要がある。

(認定の実施)

第 11 条 認定証の番号は「県名」+「第<算用数字(3桁程度)>号」(例：山口県第 001号)とし、変更の認定や有効期間の更新があっても、認定証の番号は変更せずに同じ番号を使用することとするが、他の都道府県において認定を受けた有効期間の更新を行う場合は、新たな番号を付すものとする。

2 認定の効力は全国に及ぶことから、認定をした場合は、認定をした鳥獣捕獲等事業者の名称、住所、代表者の氏名及び夜間銃猟の基準に適合する場合はその旨について、公示するものとする。

(認定鳥獣捕獲等事業者台帳の作成)

第 12 条 知事は、認定を行った鳥獣捕獲等事業者について、認定鳥獣捕獲等事業者台帳(第 12号様式)を作成するものとする。

(国への報告)

第 13 条 認定鳥獣捕獲等事業者について認定をした場合は遅滞なく、下記のア～キの情報を認定鳥獣捕獲等事業者台帳によって国へ報告するものとする。

ア 認定証の番号及び交付年月日

イ 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- ウ 認定鳥獣捕獲等事業者の連絡先
- エ 事業管理責任者の氏名
- オ 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法
- カ 鳥獣の捕獲等をする方法ごとの捕獲従事者の人数
- キ 夜間銃猟に係る認定を受けた場合はその旨

(認定鳥獣捕獲等事業の維持)

第14条 認定を受けた鳥獣捕獲等事業者が、認定鳥獣捕獲等事業を認定基準に適合するように維持していないと認められる場合においては、事業管理責任者等を通じて、認定鳥獣捕獲等事業の維持を図るよう指導するものとする。また、必要に応じて、認定をした県が、法第75条第1項に基づく報告徴収若しくは同条第4項に基づく立入検査又は法第18条の6第2項に基づく措置命令を活用し、認定鳥獣捕獲等事業を認定基準に適合させるための必要な措置を実施するものとする。

(変更の認定等)

第15条 認定鳥獣捕獲等事業者は、申請書(捕獲従事者名簿を含む)に記載した事項について、以下のア～カを変更する場合は、改めて基準への適合を審査する必要があるため、事前に認定を受けた知事に変更の申請(第13号様式)を行うものとする。

ア 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の変更

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類を変更する場合であってその追加を伴うもの、又は、鳥獣の捕獲等の方法を変更する場合であってその追加を伴うもの。

イ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、捕獲従事者の追加や狩猟免許の種類に係る変更

捕獲従事者を新たに追加する場合、捕獲従事者が有する狩猟免許に変更がある場合及び既に捕獲従事者名簿に掲載されている者で新たに夜間銃猟をする者とする場合

ウ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、事業管理責任者の変更

エ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、安全管理体制に関する事項の変更

オ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、夜間銃猟の実施に関する事項の変更

カ 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施に関する事項

2 変更の認定においては、直近の認定時の申請書類から変更のない書類は、その添付を省略することができる。変更の認定をした場合は、変更の認定をした鳥獣捕獲等事業者の名称、住所、代表者の氏名及び夜間銃猟の基準に適合する場合はその旨について、公示するものとする。

(変更の届出)

第16条 認定鳥獣捕獲等事業者は、法第18条の7第3項の規定に基づく以下のア～ウの事項を変更する場合は、認定を受けた知事に変更の届出(第14号様式)を行うこととする。

ア 名称及び住所並びに代表者の氏名の変更

認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更があった場合

イ 捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の一部変更（（１）アの鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の変更（追加を伴うもの）を除く。）

ウ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、捕獲従事者に係る変更

なお、認定証に記載される法人の名称、住所、代表者名、捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法の変更の届出をする場合は、施行規則第 19 条の 12 第 2 項の規定により、認定書の書換えを受けなければならない。

2 変更の届出があった場合は、届け出た鳥獣捕獲等事業者の名称及び変更の届出があった旨について公示するものとする。

（亡失による再交付申請及び亡失の届出）

第 17 条 認定鳥獣捕獲等事業者は、認定証を亡失または滅失し、再交付を受ける場合は、施行規則第 19 条の 9 第 3 項の規定に基づく許可証等再交付申請書（第 16 号様式）を知事に提出すること。

2 前項の申請があった場合は、認定証を再交付するものとする。

3 認定証を亡失した場合は、施行規則第 19 条の 9 第 5 項の規定に基づく許可証等亡失（第 15 号様式）を遅滞なく知事に提出すること。ただし、第 1 項の申請をした場合は、この限りではない。

（事業の廃止）

第 18 条 認定鳥獣捕獲等事業者は、法第 18 条の 7 第 4 項の規定に基づく認定鳥獣捕獲等事業の廃止した場合は届出書（第 17 号様式）を知事に提出すること。

2 廃止の届出があった場合は、届け出た鳥獣捕獲等事業者の名称及び廃止の届出があった旨について公示するものとする。

（認定の更新）

第 19 条 認定鳥獣捕獲等事業者は、法 18 条の 8 第 2 項の規定に基づく認定の有効期間の更新をする場合は更新申請書（第 18 号様式）を知事に提出すること。なお、初回の認定後に変更の認定により、捕獲等をする方法又鳥獣の種類について追加された場合にあっても一の認定とする。よって認定の更新は、更新しようとするすべての捕獲等をする方法及び鳥獣の種類を一度に申請するものとする。

2 前項において、前回認定者に提出する場合、前回申請時に提出した書類から変更がなく、更新の際に改めて提出させて確認する必要のない書類は、その添付を省略することができる。ただし、狩猟免状、銃砲刀剣類所持許可証及び損害保険契約の写し又は共済事業の被共済者であることを証する書類等、認定の有効期間内に当該免許、許可及び契約が更新されているものについては、内容に変更がない場合においても提出すること。また、研修の実施状況に関する報告書（第 11 号様式）については必ず提出すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年7月28日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年2月16日から施行する。
- 3 この要領は、平成28年8月31日から施行する。
- 4 この要領は、平成30年6月12日から施行する。
- 5 この要領は、令和4年7月12日から施行する。

鳥獣捕獲等事業基準適合認定申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
 申請者 主たる事務所
 の所在地
 名称
 代表者の氏名
 (電話 局 番)

下記のとおり鳥獣捕獲等事業が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の5第1項に規定する基準に適合していることにつき、認定を受けたいので、同法第18条の3第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

	鳥 獣 の 種 類	捕 獲 等 の 方 法
鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	<input type="checkbox"/> イノシシ <input type="checkbox"/> ニホンジカ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 装薬銃 <input type="checkbox"/> 装薬銃 (銃器を使用した止めさし) <input type="checkbox"/> 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。) <input type="checkbox"/> 網 <input type="checkbox"/> わな
	<input type="checkbox"/> イノシシ <input type="checkbox"/> ニホンジカ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 装薬銃 <input type="checkbox"/> 装薬銃 (銃器を使用した止めさし) <input type="checkbox"/> 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。) <input type="checkbox"/> 網 <input type="checkbox"/> わな
	<input type="checkbox"/> イノシシ <input type="checkbox"/> ニホンジカ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 装薬銃 <input type="checkbox"/> 装薬銃 (銃器を使用した止めさし) <input type="checkbox"/> 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。) <input type="checkbox"/> 網 <input type="checkbox"/> わな
	<input type="checkbox"/> イノシシ <input type="checkbox"/> ニホンジカ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 装薬銃 <input type="checkbox"/> 装薬銃 (銃器を使用した止めさし) <input type="checkbox"/> 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。) <input type="checkbox"/> 網 <input type="checkbox"/> わな
鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項	事業管理責任者の役職及び氏名	
	夜間銃猟の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識に関する事項		
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施に関する事項		

添付書類

- 1 法人の定款又は寄附行為
- 2 法人の登記事項証明書
- 3 役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記入した名簿
- 4 事業管理責任者が申請者の役員である場合にあっては、その旨を証する書類
- 5 申請者が地方公共団体である場合、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類
- 6 事業管理責任者が申請者の役員である場合及び申請者が地方公共団体である場合以外の場合にあっては、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- 7 捕獲従事者名簿
- 8 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程
- 9 事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 19 条の 4 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面
- 10 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状の写し
- 11 銃器を使用して鳥獣の捕獲等をしようとする場合にあっては、当該銃器の所持について捕獲従事者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項の規定による許可に係る許可証の写し（当該許可が同項第 2 号の規定によるものである場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 5 条第 2 項の人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）
- 12 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した施行規則第 19 条の 4 第 1 項第 6 号に定める知識を含む救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 13 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 14 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の内容及び時間を記入した書類
- 15 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 16 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記入した書類
- 17 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 18 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の内容及び時間を記入した書類
- 19 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が施行規則第 19 条の 5 第 1 項第 2 号の規定により環境大臣が告示で定める要件を満たすことを証する書類
- 20 研修に関する計画書
- 21 施行規則第 19 条の 2 第 2 項第 12 号に掲げる書類
- 22 役員及び事業管理責任者が施行規則第 19 条の 8 第 3 号イからホまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 23 施行規則第 19 条の 8 第 4 号（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令附則第 2 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する損害保険契約書の写し又は同号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類
- 24 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 4 各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 25 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程

注 □には、該当するものにレ印を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

【別紙】添付書類一覧

※本申請書に添付した書類について、□に✓印を付すこと。

- 法人の定款又は寄付行為
- 法人の登記事項証明書
- 役員及び事業管理責任者の名簿（代表者を含む役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職）（第2号様式）
- 事業管理責任者が申請者の役員である場合にあっては、その旨を証する書類
- 申請者が地方公共団体である場合、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類
- 事業管理責任者が申請者の役員である場合及び申請者が地方公共団体である場合以外の場合にあっては、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- 捕獲従事者名簿（第3号様式）
- 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。）
- 事業管理責任者が施行規則第十九条の四第一項第二号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面（第4号様式）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状の写し
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の内容及び時間を記した書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記した書類
- 研修に関する計画書
- 申請者の捕獲実績を記した書類（第5様式）
- 役員及び事業管理責任者が施行規則第19条の8第3号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書（第6号様式）
- 施行規則第19条の8第4号（整備省令附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する損害保険契約の写し又は同号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類（第7号様式）
- 申請者が法第18条の4に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書（第8号様式）
（銃猟による事業を実施する場合）
- 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し（麻醉銃の場合にあっては、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む）
- 捕獲従事者名簿で事業従事者が10人以上であることを確認できない場合は事業従事者名簿（第3—②号様式）
- 捕獲従事者ではない事業従事者については、運転免許証当の本人確認書類の写し
- （夜間銃猟する場合）
- 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が基準に適合することを証する書類
 - ・射撃技能を証明する書類（第9—①号様式）
 - ・捕獲実績に関する書類（第9—②号様式）
 - ・人格識見を有する旨の推薦書（第9—③号様式）
- 夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し
- 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程

第2号様式

役員及び事業管理責任者名簿

(年 月 日現在)

役員

住 所	本 籍	氏 名 (ふりがな)	生年月日	性別	役 職

事業管理責任者

住 所	本 籍	氏 名 (ふりがな)	生年月日	性別	役 職

事業従事者名簿

氏名	装薬銃を用いた鳥獣捕獲等事業において従事する業務

(添付書類)

捕獲従事者ではない事業従事者については、運転免許証等の本人確認書類の写しを添付すること。

第4号様式

事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨の誓約書

年 月 日

山口県知事 様

事業管理責任者の住所
事業管理責任者の氏名

次に掲げる業務を行うことを誓約します。

記

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第1号に規定する安全管理規程について、随時必要な改善を図ること。
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第1号に規定する安全管理規程をはじめとする鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項について、事業従事者への周知を徹底し、遵守させること。

山口県知事 様

申請者の名称

申請者の住所

代表者の氏名

鳥獣の捕獲等に係る実績

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第1号（施行規則第19条の11第5項において準用する場合を含む）に規定する認定／変更認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする鳥獣の捕獲等を実施した実績は、以下のとおりです。

1. 鳥獣捕獲等事業を実施した実績

鳥獣捕獲等事業の発注者	
鳥獣捕獲等事業の受託者の名称	
（申請者が組織的に実施したと認められる理由）	
実施期間	
実施区域	
鳥獣の種類	
捕獲等の方法	
捕獲従事者の氏名	
実施結果	

2. 鳥獣捕獲等事業における事故実績

事故発生の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
事故の概要	※事故報告書を添付

- 注
- 1 申請前3年以内の実績に限る。
 - 2 複数の実績を記入する場合は、上記様式を繰り返し記載すること。
 - 3 「鳥獣捕獲等事業の発注者」欄は、鳥獣捕獲等事業を発注した者の氏名又は名称を記入すること。
 - 4 「鳥獣捕獲等事業の受託者の名称」欄は、原則として申請者の名称を記入すること。ただし、申請者の下部組織等が受託した鳥獣捕獲等事業であって、申請者が組織的に実施したものと認められる場合には、当該受託者の氏名又は名称を記入するものとし、「申請者が組織的に実施したと認められる理由」欄を記入し、定款その他申請者と受託者の関係が分かる書類を添付すること。
 - 5 「鳥獣の種類」欄は、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業の対象鳥獣を記入すること。
 - 6 「捕獲等の方法」欄は、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業で用いる猟法（法定猟法に限る）を記入すること。（装薬銃、装薬銃（銃器を使用した止めさし）、空気銃、わな猟、網猟の別）
 - 7 「捕獲従事者の氏名」欄は、当該鳥獣捕獲等事業において捕獲に従事した者の氏名を記入すること。なお、捕獲従事者の人数が多い場合は、認定を受けようとする捕獲従事者と重複する者の氏名を少なくとも1名以上記入した上で、「他〇名」とすること。
 - 8 「実施結果」欄は、捕獲数その他、受託した事業を適切に実施したかを記入すること。
 - 9 □には、該当するものにレ印を記入すること。
 - 10 申請前3年以内に鳥獣捕獲等事業において事故（保険金の支払い対象となる程度の事故であって、自損、他損、人身事故、器物損壊等を含む）があった場合は、全ての事故について事故報告書（事故後の改善点を含む）を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第6号様式

役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
第19条の8第3号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書

年 月 日

山口県知事 様

申請者の名称
申請者の住所
代表者の氏名

役員及び事業管理責任者が、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 5 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第 号

狩猟災害共済事業被共済者証

氏 名
生年月日

上記の者は、〇〇の行う共済事業の被共催者であることを証します。

年 月 日

〇 〇 法 人
代 表 者

※1

印

取扱い責任者 〇 〇 法 人
代 理 人

※2

印
印

この謄本は、原本と相違ないことを証します。

〇 〇 法 人
代 表 者

※3

印

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 ※1は、印を含めて印刷する。
3 ※2は、取扱い責任者
4 ※3は、証を2部以上必要とする場合の謄本証明として記載押印する。

第8号様式

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4各号
に該当しない者である旨の誓約書

年 月 日

山口県知事 様

申請者の名称
申請者の住所
代表者の氏名

下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法第18条の10第2項の規定により法第18条の2の認定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者
- 2 役員のうち法第40条第5号又は第6号のいずれかに該当する者がある者

山口県知事 様

射撃技能を証明する者の所属
射撃技能を証明する者の肩書
射撃技能を証明する者の氏名

夜間銃猟をする捕獲従事者に関する射撃技能証明書

以下の者について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号の環境大臣が告示で定める要件のうち、射撃の技能を有することについて、以下のとおり証明いたします。

氏 名		
住 所		
所 属		
生 年 月 日	年	月 日
射撃技能を確認した日	年	月 日
射撃技能を確認した場所		
使用した標的紙の種類	2. 5 cm ・ 5 cm	
使用した銃の種類	散弾銃 ・ 散弾銃及びライフル銃以外の猟銃 ・ ライフル銃	
使用した銃弾の種類		
射 撃 姿 勢	立射・膝射・肘射・伏射・その他 () 銃身の簡易な依託 あり (方法:) ・ なし	
結 果	発射数	中心からの距離 (c m)
	1回目	
	2回目	
	3回目	
	4回目	
	5回目	

- 注 1 「所属」欄は、所属する鳥獣捕獲等事業者の名称を記入すること。
2 「使用した銃弾の種類」欄は、使用した銃弾の名称を記入すること。
3 □には、該当するものにレ印を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

山口県知事 様

申請者の名称
 申請者の住所
 代表者の氏名

夜間銃猟をする捕獲従事者に関する鳥獣の捕獲等に係る実績

以下の者について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号の環境大臣が告示で定める要件のうち、鳥獣の捕獲等を実施した実績は、以下のとおりです。

氏 名	
住 所	
所 属	
生 年 月 日	年 月 日
第1種銃猟免許の交付年月日	年 月 日
銃所持許可証番号（装薬銃）	
過去3年間に装薬銃により 捕獲等した数量	ニホンジカ： 頭
	イノシシ： 頭
過去3年間の事故の実績	1. あり（具体的に：) 2. なし

- 注 1 「所属」欄は、所属する鳥獣捕獲等事業者の名称を記入すること。
 2 捕獲許可証の写し、狩猟報告の写し等、捕獲等した数量がわかる書類を添付すること。
 3 □には、該当するものにレ印を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

山口県知事 様

申請者の名称
 申請者の住所
 代表者の氏名

夜間銃猟をする捕獲従事者が人格識見を有することの推薦書

以下の者について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号の環境大臣が告示で定める要件のうち、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有することにつき、推薦いたします。

氏 名	
住 所	
所 属	
生 年 月 日	年 月 日

注 複数名を推薦する場合は、一枚に記載することができる。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

山口県知事 様

認定証番号	
認定証交付年月日	
認定を受けた 都道府県名	
申請者の住所	(〒) 電話番号 ()
申請者の名称	
申請者の代表者の 氏名	

狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面

以下の事業従事者については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 6 第 1 項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であることを証明するとともに、狩猟について必要な適性を有することを確認したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 59 条の 2 に基づき、提出します。

事業従事者の氏名	適性を有すること を確認した日	適性を有すること を確認した方法	結果

- 注 1 認定鳥獣捕獲等事業者が作成すること。
 2 複数人分まとめて作成することができる。
 3 「適性を有することを確認した日」欄は、狩猟免許の更新の申請前一年以内の年月日を記入すること。
 4 「適性を有することを確認した方法」欄は、安全管理規程に定める事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項のうち、視力、聴力及び運動能力の把握に関する事項に基づき実施した方法（医師の診断書、健康診断の結果等）を記入すること。
 5 この証明書は、本証明書が発行された日から 3 か月以内に限り有効とする。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

研修実施状況報告書

年 月 日

山口県知事 様

認定証番号

住 所

氏 名

代表者の氏名

電 話 番 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の13第3項の規定に基づき、研修の実施状況を報告します。

研 修 の 実 施 状 況	(1年目)
	(2年目)
	(3年目)
研 修 計 画 の 改 善 状 況	

注 「研修の実施状況」欄は、実施時期、内容、研修を受けた者等について記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第12号様式

〇〇年度 認定鳥獣捕獲等事業者台帳（山口県知事認定）

認定証 番号	認定証交 付年月日	事業者の 名称	住所	代表者の 氏名	連絡先 (電話番号 等)	事業管理責 任者の氏名	猟法別の 捕獲従事者数	捕獲方法及び対象と する鳥獣の種類	夜間銃猟 実施の有無	備考
							装薬銃 名 空気銃 名 わな 名 網 名	装薬銃 () 空気銃 () わな () 網 ()		

認定鳥獣捕獲等事業変更認定申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
 申請者 主たる事務所
 の所在地
 名称
 代表者の氏名
 (電話 局 番)

下記のとおり認定鳥獣捕獲等事業に関する事項の変更の認定を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

認定証の番号 及び交付年月日	番 号	第 号
	交付年月日	年 月 日
変更事項	<input type="checkbox"/> 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法 <input type="checkbox"/> 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項 <input type="checkbox"/> 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識に関する事項 <input type="checkbox"/> 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施に関する事項	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		

添付書類

変更前の認定に係る申請書に添付した書類に変更があるときは、当該変更後の書類

注 □には、該当するものにレ印を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

認定鳥獣捕獲等事業変更届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
届出者 主たる事務所
の所在地
名称
代表者の氏名
(電話 局 番)

下記のとおり認定鳥獣捕獲等事業に関する事項に変更を生じたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

認定証の番号 及び交付年月日	番 号	第 号
	交 付 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 名称及び住所並びに代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法 (捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の追加に係る変更を除く。) <input type="checkbox"/> 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 第19条の10第2号に掲げる事項	
変更の内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

添付書類

鳥獣捕獲等事業基準適合認定申請書に添付した書類(変更事項に係るものに限る。)に変更があるときは当該変更後の書類、変更前の認定鳥獣捕獲等事業変更届に添付した書類に変更があるときは当該変更後の書類

注 □には、該当するものにレ印を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

許 可 証 等 亡 失 届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり許可証等を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則第26条の規定により届け出ます。

記

亡失した許可証等の種類	<input type="checkbox"/> 鳥獣捕獲等許可証 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 販売許可証 <input type="checkbox"/> 特定猟具使用制限区域内捕獲等承認証 <input type="checkbox"/> 麻醉銃猟許可証 <input type="checkbox"/> 狩猟免状 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 狩猟者記章	
亡失した理由及び年月日	理 由	
	年 月 日	年 月 日

- 注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
 2 □には、該当するものにレ印を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

許可証等再交付申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
 申請者 住 所
 職 業
 氏 名
 年 月 日生
 (電話 局 番)

下記のとおり許可証等の再交付を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則第24条第1項の規定により申請します。

記

再交付を受けようとする 許可証等の種類	<input type="checkbox"/> 鳥獣捕獲等許可証 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証	
	<input type="checkbox"/> 販売許可証 <input type="checkbox"/> 特定猟具使用制限区域内捕獲等承認証	
	<input type="checkbox"/> 麻酔銃猟許可証 <input type="checkbox"/> 認定証	
許可証等の番号 及び交付年月日	番 号	第 号
	交 付 年 月 日	年 月 日
許可証等を亡失し、 又は滅失した事情		

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 申請書の生年月日は、認定証の再交付を受けようとする場合には記入しないこと。
- 3 には、該当するものにレ印を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

認定鳥獣捕獲等事業廃止届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 主たる事務

所の所在地

名称

代表者の氏名

(電話 局 番)

下記のとおり認定鳥獣捕獲等事業を廃止したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第4項の規定により届け出ます。

記

認定証の番号及び交付年月日	番 号	第 号
	交 付 年 月 日	年 月 日
廃 止 年 月 日	年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

認定鳥獣捕獲等事業認定更新申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
 申請者 主たる事務所の所在地
 名称
 代表者の氏名
 (電話 局 番)

下記のとおり認定鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の8第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

認定証の番号及び交付年月日並びに認定証を交付した都道府県名	番 号	第 号
	交 付 年 月 日	年 月 日
	都 道 府 県 名	
鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	鳥 獣 の 種 類	捕 獲 等 の 方 法
	<input type="checkbox"/> イノシシ <input type="checkbox"/> ニホンジカ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 装薬銃 <input type="checkbox"/> 装薬銃(銃器を使用した止めさし) <input type="checkbox"/> 空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。) <input type="checkbox"/> 網 <input type="checkbox"/> わな
	<input type="checkbox"/> イノシシ <input type="checkbox"/> ニホンジカ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 装薬銃 <input type="checkbox"/> 装薬銃(銃器を使用した止めさし) <input type="checkbox"/> 空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。) <input type="checkbox"/> 網 <input type="checkbox"/> わな
	<input type="checkbox"/> イノシシ <input type="checkbox"/> ニホンジカ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 装薬銃 <input type="checkbox"/> 装薬銃(銃器を使用した止めさし) <input type="checkbox"/> 空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。) <input type="checkbox"/> 網 <input type="checkbox"/> わな
鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項	事業管理責任者の役職及び氏名	
	夜間銃猟の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識に関する事項		
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施に関する事項		

添付書類

- 1 更新前の認定に係る申請書に添付した書類に変更があるときは、当該変更後の書類
- 2 研修の実施状況に関する報告書

注 □には、該当するものにレ印を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

【別紙】添付書類一覧

※本申請書に添付した書類について、□に✓印を付すこと。

※知事は、前回申請時と同じ都道府県知事に申請する場合には、前回申請時に提出した書類から変更がなく、更新の際にあらためて提出させて確認する必要のない書類については、その添付を省略させることができる。ただし、下線のものは必須。

- 法人の定款又は寄付行為
- 法人の登記事項証明書
- 役員及び事業管理責任者の名簿（代表者を含む役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職）（第2号様式）
- 事業管理責任者が申請者の役員である場合にあっては、その旨を証する書類
- 申請者が地方公共団体である場合、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類
- 事業管理責任者が申請者の役員である場合及び申請者が地方公共団体である場合以外の場合にあっては、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- 捕獲従事者名簿（第3号様式）
- 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。）
- 事業管理責任者が施行規則第十九条の四第一項第二号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面（第4号様式）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状の写し
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類（新たに受講した者に限る。）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類（新たに修了した者に限る。）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の内容及び時間を記した書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類（新たに修了した者に限る。）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記した書類
- 研修に関する計画書
- 研修の実施状況に関する報告書（第11号様式）
- 申請者の捕獲実績を記した書類（第5号様式）
- 役員及び事業管理責任者が施行規則第19条の8第3号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書（第6号様式）
- 施行規則第19条の8第4号（整備省令附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する損害保険契約の写し又は同号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類（第7号様式）
- 申請者が法第18条の4に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書（第8号様式）

（銃猟による事業を実施する場合）

- 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し（麻醉銃の場合にあっては、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む）

（夜間銃猟をする場合）

- 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が基準に適合することを証する書類
 - ・射撃技能を証明する書類（第9-①号様式）
 - ・捕獲実績に関する書類（第9-②号様式）
 - ・人格識見を有する旨の推薦書（第9-③号様式）
- 夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し（新たに修了した者に限る。）
- 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程